

# 福岡県公報

令和 6 年 3 月 15 日  
第 479 号

## 目 次

### 告 示 (第142号 - 第149号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3

### 公 告

- 令和 5 年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表 (生活衛生課) ..... 3
- 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定 (介護保険課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (会計管理局会計課) ..... 4

## 告 示

### 福岡県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県 道	鳥 栖 朝 倉 線	前	小郡市福童435番2先から 小郡市上西鯨坂15番1先まで	15.0 ～ 43.0	1060.0
			前	小郡市福童1283番先から 小郡市上西鯨坂15番1先まで	15.0 ～ 59.0	1460.0
			後	小郡市福童1283番1先から 小郡市上西鯨坂15番1先まで	14.3 ～ 59.0	1460.0

### 福岡県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	鳥 栖 朝 倉 線	小郡市福童1283番1先から 小郡市上西鯨坂15番1先まで

### 福岡県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	白 木 上 辺 春 線	前	八女市立花町上辺春1153番1先から 八女市立花町上辺春1147番1先まで	9.6 ～ 22.4	94.4
			後	八女市立花町上辺春1153番1先から 八女市立花町上辺春1147番1先まで	9.6 ～ 20.1	94.4

**福岡県告示第145号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	白 木 上 辺 春 線	八女市立花町上辺春1153番1先から 八女市立花町上辺春1147番1先まで

**福岡県告示第146号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年3月17日福岡県告示第267号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-214号 砂津鍛冶町線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業3・4・44-214号 砂津鍛冶町線

3 事業施行期間

令和2年3月17日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第147号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年2月6日福岡県告示第89号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-200号 折尾東西線、3・4・44-199号 折尾南北線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業3・4・44-200号 折尾東西線

3・4・44-199号 折尾南北線

3 事業施行期間

平成19年3月15日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

### 福岡県告示第148号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市杷木久喜宮字ヒサゲ原355の2、字権現尾382、394
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ヒサゲ原355の2（次の図に示す部分に限る。）、字権現尾382・394（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第149号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
糸島市白糸字地獄480の19（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 公告

令和 5 年度福岡県ふぐ処理師試験（令和 6 年 2 月 22 日実施）の合格者を次のように発表する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

1	28	37	46	69
4	31	39	47	75
10	33	41	49	76
15	34	42	51	78

27	36	45	53	79
----	----	----	----	----

**公告**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 11 条の 6 第 1 号の規定により次のように公示する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年 月 日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
認定調査にじ福岡市東区下原一丁目 15 番 20-202 号	にじ合同会社 福岡市東区下原一丁目 15 番 20-202 号	縄田 敦子 昭和 43 年 8 月 23 日 福岡市東区下原一丁目 15 番 20-202 号 にじ合同会社代表社員	令和 6 年 3 月 4 日	要介護認定調査事務	無

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市上西郷字ヒヤクドウ 1031 番 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福津市上西郷 1130 番地  
北嶋 充朗

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
春日市天神山三丁目 22 番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
春日市春日原南町四丁目 63 番地 1  
株式会社太陽開発  
代表取締役 堀江 哲哉

**公告**

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和 6 年 3 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見募集期間  
令和 6 年 3 月 15 日から令和 6 年 4 月 14 日まで
- 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。